

保護者様

新型コロナウイルス感染症の全数把握の見直しに係る対応について

さくら幼稚園

園長 片柳 博子

日頃よりさくら幼稚園の教育保育活動にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。
さて、9月26日より新型コロナウイルス感染症の全数把握が、全国一律に見直しとなりました。
このことによって、これまでと変わった点や各ご家庭の対応について、群馬県のホームページや、
医療機関から配付されるリーフレットの内容に基づき、下記のとおり示させていただきます。ご理解、
ご協力のほどお願いいたします。市内の小学校に準じます。

記

1, **陽性者**が判明した時の対応について

<全数把握見直しによりかわったこと>

- ・発生届の対象者 ※1…届出対象者は (a) 65歳以上の者、(b) 入院を要する者、(c) 重症化リスクがあり新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、(d) 妊婦、の4類型に限定される。

<各家庭の対応>

- ・園児本人の陽性が判明した場合は、これまで通り幼稚園に速やかに連絡してください。
- ・陽性が判明し、発生届の対象外の場合は、県の健康フォローアップセンター(0027-225-2125)への登録をお願いします。
- ・療養期間については、下の<参考>に示す考え方に基づき、各家庭で判断をし、自宅での療養となります。
- ・療養期間が解除となり登園が再開となった日に、今回同時配付(またはホームページに記載されている)療養報告書に保護者が必要事項を記入し、幼稚園に提出して下さい。

2, **濃厚接触者**の特定及び対応について

<全数把握見直しにより変わったこと>

- ・陽性が判明し、発生届の対象であった場合、保健所から同居家族の濃厚接触者の特定や待機期間の指示は行われません。ただし、同居家族以外の濃厚接触者については、これまで通り園医や市と相談をし判断します。
- ・陽性が判明した者の同居家族は原則、濃厚接触者となります。下の<参考>に示す考え方に基づき、各ご家庭で判断し、自宅での待機及び健康観察をして下さい。
- ・濃厚接触者の自宅待機期間が解除となり、登園が再開となった日の療養報告書の提出は必要ありません。

以上

<参考>

◎陽性が判明した場合の療養期間

発症日(無症状の場合は検査)を0日として7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した期間。その場合、8日目から解除を可能とする。

◎濃厚接触者に該当した場合の待機期間

感染者と最後に接触した日を0日目として、症状がなく5日間が経過した期間。期間終了後翌日に体調等に問題がなければ解除。

保護者 様

新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書

さくら幼稚園
園長 片柳 博子

お子さんは、新型コロナウイルス感染症のため、学校保険安全法 19 条により出席停止とします。
なお、出席停止の期間は、欠席の扱いにはなりません。幼稚園としましては、この期間においても
お子さんの体調面等について、ご家庭と連絡を取らせていただきます。

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準】
新型コロナウイルス感染症の全数把握の見直しに係る対応についての<参考>の考え方
に基づく

登園にあたっては、<参考>の示す考えに基づき内容を保護者の方が以下の「新型コロナウイルス
感染症における療養報告書」に記入し、幼稚園へ提出して下さい。

.....きりとり.....

保護者が記入

さくら幼稚園 園長様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

組 氏名

1. 陽性の診断を受けた医療機関等： _____

2. 診断日： 令和 年 月 日

3. 登園再開日： 令和 年 月 日

※<参考>の示す考えに基づき日にちを記入します。

十分療養し健康状態が良好であるため、登園させます。
上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名

印